

令和 7 年度三木町敬老記念品事業 仕様書

1 業務名

令和 7 年度三木町敬老記念品事業

2 業務の目的

本業務は、令和 7 年 9 月 30 日までに 75 歳以上となる住民基本台帳に登録されている対象者全員に対し、記念品を贈呈することで、地域社会の発展に貢献されてきた高齢者の方々への祝賀の念を形あるものとして示し、町民の高齢者福祉についての関心と理解を深めることを目的とする。

3 契約期間

契約日の翌日から令和 8 年 2 月 2 日まで

4 業務内容

(1) 提案について

ア 提案する品目（以下「記念品」という。）は、食料品、工芸品、繊維既製品等その種類は問わないが、三木町内産品（三木町内で製造又は加工の最終段階が行われたもの）あるいは香川県内産品（香川県内で製造又は加工の最終段階が行われたもの）を選定するとともに、「2 業務の目的」を達成できるものであること。

イ 記念品は、複数の品を組み合わせることも可とする。

ウ 記念品が食料品等、その品質を保持できる期間や方法に制限があるものについては、概ね常温で 2 か月程度保持できるものに限る。ただし、初回発送から相当日数を経過した記念品で、再配達等を行う場合で交換が必要なものは、無償にて対応すること。

エ 記念品は、必要に応じて適切な包装を行うこと。その際、「祝敬老」等の印字又はのし紙の添付を行うこととし、これは契約金額の範囲内で行うものとする。詳細については、受託候補者選定後の打ち合わせにて別途協議する。

オ 記念品には、添え状を同封すること。添え状の作成は、契約金額の範囲内とし、その内容については委託者と受託者が別途協議する。

カ 記念品受領者に対して、安全性の不保持やその他深刻な不利益を与える（破損によるケガ等）蓋然性が高いと委託者が判断する提案品は認めない。

## （２）記念品の調達

ア 敬老会対象者数の見込みは約 5,070 人であるが、対象者数は令和 7 年 8 月 1 日以降に確定するので、調達数量の変動があることを想定しておくこと。また、全て同じ規格のものを確定した対象者数分で用意すること。詳細は、委託者と受託者の打ち合わせにて別途協議する。

イ 令和 7 年 8 月 1 日以降に調達数量が確定した後に、委託者の要請があれば追加調達も行うこと。

## （３）記念品の発送

ア 記念品の届け先は、対象者数の確定後に委託者が対象者リスト（電子データ）を受託者に提供するので、これにより送り状等を作成し、発送の手配をすること。その際、外字等のデータが含まれている場合は、手書き等で対応すること。また、入所系施設への発送は、指定された個数を発送するものとする。

イ 記念品の発送は、原則、令和 7 年 9 月末までとし、9 月 15 日までに初回配達を完了すること。ただし、特別な事情がある場合は、委託者と受託者が別途協議する。

ウ 受託者は、記念品や発送に係わる問い合わせや苦情への対応を行う。なお、緊急及び重要な案件である場合には、速やかに委託者に報告し、委託者と受託者が協議の上で対応すること。

エ 住所不明、長期不在等の場合は、委託者に報告し、その指示に従うこと。また記念品受領対象者からの不在に関する問い合わせや、記念品の受け取りを受託者施設で希望する場合は対応すること。

オ 食料品等の品質保持の期間に制限のあるものは、対面配達により配達するよう手配すること。

## 5 個人情報の保護

（１）受託者は本業務の遂行にあたっては、本業務にかかる範囲でのみ個人情報を取り扱うことが可能であり、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。

（２）受託者は、委託者より提供された個人情報を安全に活用できる管理体制（機器、利用者等の制限等）を構築し、その取扱い状況について委託者に随時報告すること。

- (3) 個人情報を取り扱う電子計算組織に、個人情報の漏えい等の事故の発生につながる恐れのあるアプリケーションをインストールしないこと。
- (4) 受託者は、情報の漏えい等が発生した場合は、直ちに漏えい等を防止する措置を講じるとともに、委託者に書面で状況を報告し、指示を受けること。

## 6 その他特記事項

- (1) 受託者は、作業の方法や順序及び作業の実施に必要な事項について、常に委託者と緊密に連絡を取り合い、その指示に従いながら本業務の目的を達成しなければならない。
- (2) 受託者は、委託者からの求めに応じて、専門的な助言等の支援を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務の履行にあたって、作業に支障を来たすことのないよう、人員体制等、万全な業務推進体制を整えること。
- (4) 受託者は、業務の実施予定及び実施状況について、定期的に委託者に報告するとともに、委託者から求められた時には速やかに報告すること。
- (5) 受託者は、本業務の履行にあたり、関係する法令を遵守すること。
- (6) 記念品に欠損等の不良が確認された場合、受託者は自らの負担により速やかにこれを回収し、かつ代替品を納入すること。ただし、その不良が明らかに受託者の責めに因らないものと判断できる場合は、この限りではない。
- (7) 受託者は、本業務の実施期間中はもとより、本業務完了後においても、本業務の実施に関して知り得た情報について、その秘密を守らなければならないとともに、本業務に従事する者に対して、守秘義務を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。
- (8) 受託者は、あらかじめ委託者に対して書面による承認を受けた場合を除いて、本業務に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならないものとする。
- (9) 受託者は、あらかじめ委託者に対して書面による承認を受けた場合を除いて、本業務を第三者に再委託してはならないものとする。
- (10) 本仕様書について定めのない事項等が生じた場合、又は本業務履行上、基本事項の変更の必要が認められた場合には、委託者と受託者間で双方協議の上、定めるものとする。